

日本臨床検査医学会 2016 年度 第 1 回 臨床検査専門医・管理医審議会 議事録

日時：2016 年 6 月 11 日（木）10：30～12：00

場所：日本臨床検査医学会 事務所

出席者（9 名）

矢富 裕（委員長）

山田俊幸（副委員長；専門医担当、副理事長）

村上正巳（研修施設・指導者認定委員長）

菊池春人（受験・更新資格審査委員長）

宮地 勇人（試験委員会委員長）

木村 聡（臨床検査専門医制度検討委員長）

大西宏明（2016・2017 臨床検査専門医試験実行委員長 代理）

本田孝行（教育委員長）

三宅一徳（日本臨床検査専門医会代表）

欠席者（2 名）

渡邊 卓（2016・2017 臨床検査専門医試験実行委員長）、東條尚子（2016・2017 臨床検査管理医試験実行委員長）

矢富裕委員長より開会宣言の後、議事を進行した。

1. 研修施設・指導者認定委員会報告（村上正巳 委員長）

2016 年 7 月 1 日付再認定施設審査結果について

2010 年 7 月 1 日から再認定申請がされていなかった 1 施設からの申請、再認定 8 施設〔前回 認定 5 年・6 施設、認定 2 年 1 施設、教育関連特殊施設 2 年 1 施設〕があり、研修施設・指導者認定委員会の審査結果に基づき審議された。

保留後の 1 施設は認定病院 2 年で認定され、再認定 8 施設は、6 施設が認定病院 5 年（ただし内 1 施設は研修カリキュラム、申請書に不備があるため再提出後に確認できれば認定可）、教育関連特殊施設 1 施設は、検討会リストの追加提出により認定病院 2 年として認定が可能であるため、指導責任医に確認し書類が満たせば認定病院 2 年として認定することが承認された。

なお、1 施設は、院内の承認が得られないため再認定辞退となった。

2. 受験・更新資格審査委員会報告（菊池春人 受験・更新資格審査 委員長）

1) 第 33 回臨床検査専門医受験者 資格審査結果について

受験・更新審査委員会で審査結果に基づき審議された。新規受験希望者 29 名のうち 26 名は問題無く受験資格ありと承認された。3 名については疑義があった。1 名は筆頭著者論文がまだアクセプトされていないが専門医として承認されるまでアクセプトされることを条件に受験可能とし、1 名は、現時点、研修している施設が当会研修施設の再認定の申請がされていないが、7 月 1 日付での申請がされているため受験可能とし、1 名については、研修している施設が当会準認定施設であるが、専門医不在のため近隣の専門医のいる研修施設で感染症以外の研修をしたうえで次年度以降の受験となった。

しかし、この 1 名については、後日、受験・更新資格審査委員会委員長の発議により持ちまわり審議会を行い、準認定施設も当会の認定研修施設であるため当人の研修を認め受験可能となった。

なお、再試験受験者は 2 名、再受験受験者は 1 名と報告された。

2) 受験資格審査での疑義について（菊池春人 受験・更新資格審査 委員長）

現在の受験資格での学術研究業績について、筆頭者として原著論文、学会報告併せて 3 編以上必要ということは、すべて筆頭が必要ということだが、1 編のみ筆頭であればよいと理解した受験者が 2～3 名いたため、誤解のないように文言を訂正することとなった。また、この記載方法が自由記載となっているため統一した記載方法にすることとなった。

研修施設での臨床検査医学の研修期間が曖昧との意見が研修施設・指導者認定委員会委員よりあったため、研修期間、研修中の身分についての履歴書の研修歴書式を訂正することとなった。

3. 第 33 回臨床検査専門医認定試験 試験・実行委員会報告（宮地勇人 試験委員会委員長、大西宏明 試験実行委員長 代理）

7月23日～24日（土日）の臨床検査専門医試験に向け、4月16日（土）、5月21日（土）に試験委員会・試験実行委員会合同会議を開催した。

主として、判定基準の見直し、試験問題の管理方法の確認、試験実行委員会委員選任での評議員の係り、今後は、6月25日（土）、7月9日（土）に委員会を開催することが報告された。

4. 2016年度実施第8回臨床検査管理医認定試験要領について（矢富 裕 審議会委員長）

第8回臨床検査管理医講習・認定試験実施要領、当日のプログラムが示され、10月2日（日）に、東京医科歯科大学において実施予定であることが報告された。

委員より専門医と管理医試験の同日、同会場での開催、また今後の管理医の在り方をどうするか検討すべきではとの意見、検体管理加算などへの検討の提案があった。これらについては、臨床検査質医療評価委員会 で検討予定のため提案を待つこととなった。

5. 新専門医制度について（山田俊幸 臨床検査領域 代表）

1) 研修プログラムの申請状況一覧

臨床検査領域の研修プログラムの一次審査で承認された一覧が示され、指導医数、研修医募集数、連携施設数を確認した。

2) 臨床検査専門医 認定更新制度規定の一部改定（案）について

現認定更新制度規定では、資格失効後8年までは、更新単位を取得したうえで、臨床検査医学総論のみを受験して合格すれば更新資格が復活するが、それ以降は、再度、受験するしか資格復活の方法はない。新専門医制度での専門医試験が開始されるまでは何らかの救済措置が必要となり、保留期間5年経過後の失効の年数に係らず更新単位を取得したうえで、臨床検査医学総論を受験してこれに合格すれば専門医資格が復活するという改定案について検討され承認された。

3) 更新基準の改定について

新専門医制度更新基準の診療実績の証明について単位取得が難しい場合の措置として、臨床検査専門医認定試験の筆記試験を受験し合格に値する成績により代用することができるとし、また、特別基準2として連続して3回以上更新すれば4回目の更新から診療実績の証明を免除し、領域講習等で補う方法を選択できることを日本専門医機構に承諾を得て改定したことが報告され、本件等を含めて2017年1月1日付の専門医更新対象者に新専門医制度での更新内容をメールで案内することとした。

4) 更新用講習会欠席者への録画 DVD 提供について

第63回学術集会より、更新用講習会を教育委員会で、信州大学の協力を得てDVDに録画し、欠席者に提供する予定であることが報告され、配布方法としては、希望者にDVD購入、聴講のより単位を付与することとなった。

5) 厚生労働省医療部会専門委員会の検討を受けた新制度の状況と本学会の対応

平成29年度4月からの専門医養成については、日本専門医機構での合同委員会において、研修プログラムで一次審査を通過したプログラムは、当該領域の学会の運用で試行し、登録などは機構のシステムの利用を促す方針が示された、当会としては、平成29年3月に初期臨床研修を終える研修医は、一次審査で認定された研修プログラムによる研修を適用し、それ以外の医師は現行の学会専門医研修に準じた研修を適用する。研修プログラム公開、募集等については、機構のシステムを利用するが、その状況でなければこれまでと変わらない研修とすることとなった。

また、当会として他の基本領域の専門医でセカンドキャリアとして臨床検査専門医取得を目指す医師用のオプショナルプログラムの整備することについて、日本専門医機構から了承を得たため検討していくこととなった。

6. その他

2016年度臨床検査専門医・管理医審議会日程の確認をした。

第2回：8月20日（土）10：30～12：00　：学会事務所

第3回：12月24日（土）10：30～12：00　：学会事務所

矢富裕委員長より閉会の言葉があり本審議会は閉会された。